

消防本部庁舎ほか2施設で使用する高圧電力供給契約書（案）

十日町地域広域事務組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、消防本部庁舎ほか2施設で使用する高圧電力供給について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、次に掲げる施設について、別添の電力供給条件仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、甲が必要とする電力を安定的に供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

対象建物	場所
消防本部庁舎	十日町市四日町新田 1041 番地
南分署	中魚沼郡津南町大字下船渡乙 1097 番地 1
しぶみ分署	十日町市松之山小谷 969 番地 5

（契約金額）

第2条 契約単価は次のとおりとする。ただし、以下の各単価については、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

料 金 単 価	
基本料金（円/kw・月）	
電力量料金 （円/kwh）	夏季昼間（7月1日から10月31日まで）
	ピーク（7月1日から10月31日まで）
	その他季昼間（夏季以外の期間）
	夜間

（契約電力等）

第3条 契約電力及び予定使用電力量は、仕様書に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を増減することができる。

（電力供給期間）

第4条 電力を供給する期間は、平成31年6月1日から平成32年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、この契約に係る保証金を免除するものとする。

（計量及び検査）

第6条 乙は、毎月1日（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第7条 電力の使用に対する代金の算定は、一月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の請求及び支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、第2条及び前条の規定に基づき算定した料金の額を電気料金として甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な電気料金の請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(事情変更)

第10条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議のうえ、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 天災、その他の不可抗力の原因によらないで、電力の供給を行わないとき。
 - (2) 正当な事由により解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、不正な行為があったとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 甲は事前に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下、この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与

していると認められるとき。

- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
(違約金)

第12条 天災その他不可抗力の原因又は前条第1項第2号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までにかかる予定使用電力量に第2条に定める契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償の負担)

第13条 乙は、自己の責に帰すべき事由により電力供給の停止等のため甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

- 2 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定める。

(秘密の保全)

第14条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(長期継続契約における特約事項)

第16条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額または削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約が変更し、又は解除された場合において、乙に損害が

生じたときは、甲は、乙に対しての損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、
甲乙協議して定めるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 17 条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じ
たときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の履行については、本契約書の条件以外は、十日町地域広域事務組合財務
規則（平成 12 年規則第 2 号）及び本契約書添付の仕様書によって契約を結び、契約
の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印してそれぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 十日町市四日町新田 1041 番地
氏名 十日町地域広域事務組合
管理者 十日町市長 関口 芳史 印

乙 住所
氏名